

川崎市立井田病院準夜退勤に伴う交通費の支給等に関する要領

令和3年6月1日

3川井病庶第444号

(趣旨)

第1条 この要領は、井田病院職員（以下「職員」という。）が準夜勤務の退勤時にタクシーを利用した場合の交通費の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

(1) タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営業者（以下「タクシー事業者」という。）がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。

(2) タクシーチケット 川崎市とタクシー事業者との間において締結するタクシー借上げ契約（病院局に係る契約に限る。以下、同じ。）に基づきタクシー事業者が発行するタクシーの乗車券をいう。

(支給条件等)

第3条 準夜退勤時にタクシーを利用する場合は、21川井病庶第1283号「川崎市立井田病院深夜時間帯におけるタクシーチケットの利用に関する要綱」に基づき、原則としてタクシーチケットを利用するものとする。ただし、次に掲げる場合は準夜退勤に要したタクシー運賃分（迎車料金を含む。）を、タクシーチケットに記されている限度額を限度として支給する。

(1) 交通状況、天候その他諸事情により川崎市とタクシー事業者との間において締結するタクシー借上げ契約を締結しているタクシー事業者（以下「契約タクシー事業者」という。）のタクシーの病院への到着が遅れていると夜勤師長が認めた場合に、契約タクシー事業者以外のタクシーを利用したとき。

(2) その他病院長が必要と認めるとき。

(請求方法等)

第4条 第3条に掲げる交通費を請求する職員は、準夜退勤時交通費請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）に必要事項を記入し、タクシー会社発行の領収書を添付の上、速やかに庶務課長に提出しなければならない。

(支給日)

第5条 第4条により請求された交通費は、請求日が属する月の翌月末までに支給する。

(その他必要事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

(施行)

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月10日から施行する。

第1号様式

担 任	庶 務 係 長	庶 務 課 長	看 護 部 長

川崎市立井田病院準夜退勤時交通費請求書

年 月 日

井田病院事務局庶務課長 様

レシート貼付位置 (のりづけ)

請求者所属 _____
氏 名 _____ (印)
職員コード _____

次のとおりタクシー等を利用しましたので、交通費を請求します。

乗車年月日 及び利用時間	年 月 日 () 午後・午前 時 分から午後・午前 時 分まで
乗車区間	川崎市立井田病院から _____ (原則自宅) まで (住所: _____)
請求料金	円 (限度額: タクシーチケット利用時と同額)
タクシーチケットを 利用しなかった理由	

師長 (病院長)

確認印

